

X 調査研究

令和6年度に精神保健福祉センターが行った調査研究、報告、発表したものを掲載。

- 1 子どもの生きづらさに寄り添う薬物乱用防止教室の可能性
～「相談しようかな」の芽が出る種まき活動
(令和6年度 北九州市保健福祉研究発表会)

子どもの生きづらさに寄り添う薬物乱用防止教室の可能性

～「相談しようかな」の芽が出る種まき活動～

保健福祉局保健所精神保健福祉センター

土屋 達郎 山崎 めぐみ 宮成 祐輔 前田 祥衣

1 はじめに

国立精神・神経医療研究センターが実施した調査(2022)によると、中学生の約0.3%に薬物の使用経験があり、市販薬を過量に服用したり、依存症に至ったりする事例も多くみられている。^{*1}また、この背景には、身近な人に相談することなく、薬物を乱用することで、自身が抱える生きづらさや苦痛の緩和、現実逃避などがあると考察されている。^{*2}

独りで悩みを抱え込まずに、身近な人に話し、助けをほしいと相談する「援助希求力」を小児期から養うことは重要である。

小児期の虐待体験や家族機能不全は、成人期のアルコール使用や違法な薬物使用、抑うつ気分等の精神疾患につながるとされる。このような問題に対し、誰かに助けを求める経験を得られることは、成長後の薬物乱用や依存の回避にもつながると考えられる。

^{*3}

本市教育委員会が令和6年2月から3月に行った「次期教育プラン策定のためのアンケート」では、学校の先生に「相談できない」「相談したくない」と回答した子どもの割合は、小学生で43.6%、中学生で46.0%となっている。また、学校の先生以外で相談できる人がいるかの問いに対し、小学生では24.3%が「いない」と回答、中学生では23.6%という結果であった。^{*4,5}

北九州市立精神保健福祉センター(以下、当センターという)では、これらの層へのアプローチとして、令和4年度から、小学校で実施されている薬物乱用防止教室での出前講演を開始した。

講演を開始して3年目となったところで、これまでの振り返りと今後の課題について検討したい。

2 実施の流れと内容

薬物乱用防止教室の企画、講師の選定は、各学校で行われ、当センターは、実施する学校から依頼を受け、出前講演として精神科医や精神保健福祉士などの職員が出務している。

当センターでは、通常、支援者向けの講座や研修

を担うことが多く、子ども向けの研修を行う機会はない。そのため、この教室では、年齢層に合わせ視覚的にわかりやすい絵(図1)を多く取り入れ、平易な表現を用いた教材を作成した。また、参加する児童と職員がやり取りしながら進めるような形にし、一方的な講演にならないような工夫も行った。

講演の前半では、自ら判断する力を養うための薬物に関する正しい知識を提供し、後半では、自らの生きづらさのサインに気づくこと、信頼できる大人の見つけ方を知り、早く相談することが大切であることを伝えている。(表1、図2)

表1 教室で伝えるテーマ

薬物ってなに？乱用ってなに？
どうして法律で規制されているの？
薬物を乱用すると、心と体に影響がでます
薬物から身を守るには？



図1 絵を用いるスライドの例

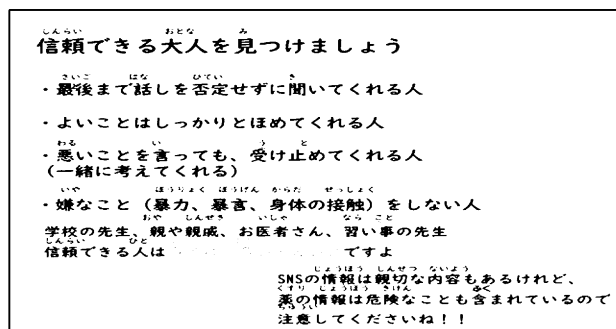


図2 「信頼できる大人を見つけよう」スライド

3 薬物乱用防止教室の実績とその結果

現在、実施実績がある学校種は小学校であり、令和4年度、令和5年度ともに、6校ずつ実施した。

実施後に、受講した一部の小学校(6年生)から感

想文を送付いただいた。その内容を一部抜粋し、下記に掲示する。(表2)

児童の感想を分類すると、薬物の理解だけでなく、依存症を抱える人への理解、精神疾患への理解、そして「相談しよう」または「声をかけてあげよう」という、多面的な理解をしていることが見て取れた。

表2 教室受講による学びの内訳
(複数回答 N=63)

項目	人数
薬物について知った	51
薬物以外にも 害があるものについて知った	37
信頼できる人に相談しようと思った	25
依存症を抱える人のことを知った等	15

4 今後の課題・展開

(1) 各学校への周知について

薬物乱用防止教室は、警察官や薬剤師等、各機関が各々の専門性を活かした内容を提供している。

当センターは、①生きづらさや悩みを抱えた子どもが安心して周囲に相談できるようなメッセージ②依存症や精神の病気への理解、普及啓発等、多面的なアプローチを行っていることが特色と考えている。

薬物乱用防止教室は、全国で実施されているが、精神保健福祉センターが関与しているのは、全体の0.3%に留まっている。*6「生きづらさ」や「援助希求力」に着目した当センターの取組みは始まったばかりであり、実施校も少数に留まっている。当センターが薬物乱用防止教室へ出務可能であることは、本市教育委員会に周知しているが、実施校が増えていくよう、さらなる周知を行う必要がある。

(2) 大人へのアプローチについて

講演では、子どもに対して「信頼できる大人を見つけて相談すること」をテーマの一つとしているが、相談を受けた保護者や教師の聴く姿勢によっては、「相談しても意味がなかった」と傷つき体験を重ねる可能性も高い。そのため、相談を受ける「大人」へのアプローチも今後の課題である。

本市において令和6年度から開始した「心のサポーター養成講座」や精神保健福祉センター等で実施する研修等を通じ、「訴えを一度受け止め、否定せずに傾聴する基本的な姿勢」についてや「依存症を抱えている人は、生きづらさを抱えているのかもしれ

ない」という、対象者の背景に目を向けた支援についても普及していく必要がある。

5 最後に

精神保健福祉センターは、「精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関」*7とされている。援助希求力を涵養するために、薬物乱用防止教室の場で子どもたちに啓発活動を実施することは、市民の精神保健の向上に寄与するものと考えられる。

子どもの生きづらさに寄り添った薬物乱用防止教室の効果については、長期的な視点での評価は難しいが、独りで生きづらさを抱えている子どもが「困ったときは相談してみよう」と周囲に相談できる一歩に繋がるような、種まき活動を今後も継続していきたい。

【謝辞】

当センターにおける薬物乱用防止教室開始や、使用教材作成に尽力いただいた、国立病院機構 肥前精神医療センター 精神科医師 宇佐美貴士氏に深く感謝を申し上げる。

<参考文献>

- *1 飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査(2022年)
- *2 令和5年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業)「処方薬や市販薬の乱用又は依存症に対する新たな治療方法及び支援方法・支援体制構築のための研究」(研究代表者 松本俊彦)
- *3 Vincent J Felitti, et al. Relationship of Childhood Abuse and Household Dysfunction to Many of the Leading Causes of Death in Adults. AJPM 1998;14-4,245-258.
- *4 次期教育プラン策定のためのアンケート結果(小4～小6)(令和6年) 北九州市教育委員会
- *5 次期教育プラン策定のためのアンケート結果(中1～中2)(令和6年) 北九州市教育委員会
- *6 令和5年度における薬物乱用防止教室開催状況調査, 文部科学省
- *7 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)

XI 資 料

1 北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例他

○ 北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例

昭和47年3月30日
条 例 第 5 号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、衛生施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「衛生施設」とは、診療所、精神保健福祉センター、難病相談支援センター、火葬場及び食肉センターをいう。

(設置)

第3条 市は、別表第1のとおり衛生施設を設置する。

(使用の許可)

第4条 衛生施設を使用しようとする者は、あらかじめ、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用の許可を行わせる衛生施設（第6条において「指定管理衛生施設」という。）にあつては、指定管理者。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 市長は、衛生施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 衛生施設の設置の目的に反するとき。
- (3) 衛生施設を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、衛生施設の管理上支障があると認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第5条 市長は、衛生施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、当該使用を拒み、若しくは制限し、又は当該衛生施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わないとき。
- (3) 詐欺その他不正の手段により許可を受けたとき。

第6条 前条の規定にかかわらず、市長は、指定管理衛生施設の使用が前条各号のいずれかに該当する場合で必要があると認めるときは、自ら当該使用を拒み、若しくは制限し、又は当該指定管理衛生施設からの退去を命ずることができる。

(使用料及び手数料)

第7条 市は、別表第2の左欄に掲げる衛生施設の使用又はこれらの施設に関する事務で特定の者のためにするものにつき、同表中欄に定める使用料又は手数料を徴収する。

(使用料及び手数料の減免等)

第8条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料若しくは手数料を減免し、又はこれらの徴収を猶予することができる。

2 既納の使用料又は手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、衛生施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該衛生施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該衛生施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、当該事業計画書に従い当該衛生施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者が行う衛生施設の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 衛生施設の維持管理に関する業務
- (2) 衛生施設の使用の許可に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、衛生施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者等の秘密保持義務)

第13条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、衛生施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該衛生施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(委任)

第14条 この条例に規定するもののほか、衛生施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第15条 詐偽その他不正な手段により、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

<略>

別表第1 (第3条関係) ※該当部分のみ一部抜粋

施設の種類	目的又は事業	名 称	位 置
精神保健福祉センター	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条の定めるところによる。	北九州市立精神保健福祉センター	北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

別表第2（第4条関係） ※該当部分のみ一部抜粋

施設の種類	使用料及び手数料			備 考
診療所及び精神保健福祉センター	使 用 料	療 養 費 及 び 医 療 費	健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 76 条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 71 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法(以下この項において「算定方法」という。)により算定した額とする。ただし、これにより難いときは、算定方法に準じて算定した額又は実費を勘案して市長が定める額とする。	使用料は、1 回の診療ごとに、診療の終わったときに納入すること。
	手数料		普通診断書 1 枚につき 1,500 円 特殊診断書 1 枚につき 1,500 円以上 4,000 円以内 死亡診断書 1 枚につき 2,500 円 死体検案書 1 枚につき 4,000 円 諸証明書 1 枚につき 1,500 円	
使用料及び手数料は、この表において特に定めるものを除くほか、前納とする。				

○ 北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則

〔 昭 和 47 年 4 月 1 日 〕
規 則 第 31 号

(供用時間及び休業日)

第 1 条 北九州市衛生施設の供用時間及び休業日は、別表のとおりとする。

(診療所及び精神保健福祉センターの診療科)

<略>

第 3 条 診療所に次の診療科を置く。

<略>

2 精神保健福祉センターに精神科を置く。

(委任)

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

<略>

別表(第 1 条関係)

衛生施設の名称	供用時間	休業日	備考
北九州市立精神保健福祉センター	診療時間 8 時 30 分から 17 時まで	休診日 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日	1 市長は、特に必要があると認めるときは、供用時間又は休業日を変更することができる。 2 平日とは、土曜日及び日曜日以外の曜日をいう。 3 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法） 抜粋

〔 昭和 25 年 5 月 1 日 〕
〔 法 律 第 1 2 3 号 〕

<略>

（精神保健福祉センター）

第6条 都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関(以下「精神保健福祉センター」という。)を置くものとする。

2 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。
- 二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び援助のうち複雑又は困難なものを行うこと。
- 三 精神医療審査会の事務を行うこと。

四 第45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項又は第51条の7第2項の規定により、市町村(特別区を含む。第47条第3項及び第4項並びに第48条の3第1項を除き、以下同じ。)が同法第22条第1項又は第51条の7第1項の支給の要否の決定を行うに当たり意見を述べること。

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第26条第1項又は第51条の11の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

（国の補助）

第7条 国は、都道府県が前条の施設を設置したときは、政令の定めるところにより、その設置に要する経費については二分の一、その運営に要する経費については三分の一を補助する。

（条例への委任）

第8条 この法律に定めるもののほか、精神保健福祉センターに関して必要な事項は、条例で定める。

<略>

（大都市の特例）

第51条の12 この法律の規定中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 前項の規定により指定都市の長がした処分(地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務(以下「第1号法定受託事務」という。))に係るものに限る。)に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができる。

- 3 指定都市の長が第1項の規定によりその処理することとされた事務のうち第1号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第255条の2第2項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第252条の17の4第5項から第7項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

2 精神保健福祉事業年表（その1）

年	国 等 の 動 向	年.月	北 九 州 市
昭和			
22	保健所法公布		
25	精神衛生法公布		
26	国立精神衛生研究所設置		
31	厚生省公衆衛生局に精神衛生課設置	昭和	
38	国立久里浜療養所にアルコール中毒特別病棟開設	38 2	五市合併により北九州市発足、
40	精神衛生法改正		
41	保健所における精神衛生について(局長通知)		
42	日本精神病院協会、社会復帰施設についての委員会答申をまとめる		
44	精神衛生センター運営要領を示す		
45	障害者基本法(心身障害者対策基本法)公布		
46	中央精神衛生審議会、保安処分に関する意見をたず		
49	精神科作業療法、精神科デイ・ケアが社会保険診療報酬で点数化	49. 4	各保健所に精神保健相談員を
50	保健所における社会復帰相談指導事業の設置		
54	アルコール飲料と健康に関する検討委員会設置	51. 6	小倉南保健所で回復途上にあ
56	全国精神衛生センター長会、地域精神医療体制に対する要望書を提出	56. 4	職親制度の利用開始
	覚せい剤緊急対策策定		
	通院患者リハビリテーション事業実施要綱		
57	老人保健法公布		
58	保健所における精神衛生業務中の老人精神相談指導について(局長通知)		
60	心の健康づくり推進事業実施	60. 4	八幡東保健所に老人精神衛生
61	国立精神・神経センター設立(国立精神衛生研究所廃止)	61	小倉南保健所で老人性精神衛
62	精神障害者小規模作業所運営助成事業の実施		市内初の共同作業所開所
	精神衛生法改正	平成	
63	精神衛生法改正 精神保健法に改称	2. 4	衛生局を保健局に名称変更
	『精神障害者社会復帰施設の設置および運営について』	3. 4	全保健所で老人精神保健相談
64	『精神保健福祉センターにおける特定相談実施要領について』	7	精神障害者小規模共同作業所
		4. 4	小倉北保健所で思春期ダイヤ
平成		4. 4	精神障害者小規模共同作業所
5	精神保健法改正	5. 4	若松区と八幡東区に年長者相
	心身障害者対策基本法が障害者基本法に改正され、精神障害者も対象となる	6. 4	福祉事務所、保健所を統合し、
		10	保健局と民生局を統合、保健
7	精神保健法改正、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改称		
	障害者プランを策定		
8	法律改正を踏まえて、「精神保健福祉センター運営要領」を定める	8. 4	大都市特例により精神保健福
		10	北九州市障害者施策推進基本
9	精神保健福祉士法制定	9. 4	市内7保健所を集約し、1保健
10	精神保健福祉士法施行	10. 4	障害者介護等サービス体制整
		5	福岡県精神科救急医療システ
		7	痴呆対策総合検討委員会設置
		10	重度精神障害者タクシー乗車
			介護等サービス体制整備支援
11	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正	11. 4	小倉北区で精神障害者ホーム
	「薬物乱用防止対策事業実施要綱」を定める		各区保健福祉センターに総合
	『ホームヘルプサービス試行事業の実施について』		障害者介護等サービス(ケアマ
12	法改正を踏まえ「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」を定める	12. 4	(3障害対応)
	精神障害者社会復帰施設の設置及び運営に関する基準(省令)		浅野社会復帰センター開設
13	『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について』	13. 10	八幡西障害者地域活動センタ
14	省庁再編により厚生省と労働省を統合し、厚生労働省を設置		精神障害者ホームヘルプサー
	「社会的ひきこもり」対応ガイドラインの作成		成年後見制度利用支援事業開
	法改正により「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」及び「精神保健福祉センター運営要領」を一部改正	14. 4	小倉南障害者地域活動センタ
	法律第65号の施行(ホームヘルプサービス、ショートステイ)		精神障害者ホームヘルプサー
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条の規定による精神障害者通院医療費公費負担制度の運用について		
15	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(医療観察法)の成立(公布7月16日)	15	精神障害者授産施設等通所者

の 動 向	年.月	精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー の 動 向
衛生局、民生局設置		
配置		
る精神障害者社会復帰相談事業開始	昭和 56.11	デイ・ケアセンター開設 社会復帰訓練事業開始
	57	若葉会(デイ・ケアセンターOB会)実施
相談窓口を開設 生相談を実施		
	62.4	デイ・ケアセンター家族会発足
事業を実施 運営補助事業を開始 ルを開設 巡回指導事業を開始 談コーナーを設置 各区に保健福祉センターを設置 福祉局発足	平成 5.10	デイ・ケアセンターによる保健所支援開始
社事務が福岡県より北九州市に移譲 計画(障害者プラン)を策定 所7保健福祉センター体制へ 備支援試行的事業(知的障害者) ム整備事業開始	9.4	精神障害者小規模共同作業所巡回指導事業への支援開始 デイ・ケアセンター廃止、 精神保健福祉センターを開設 思春期ダイヤル開始
	10.10	アディクションフォーラム開催
	11	介護等サービス体制整備支援試行的事業(介護等支援専門員養成研修・ケアマネジメント試行事業)への技術支援(～平成11年度)
運賃助成事業開始	11.10	北九州市総合保健福祉センターの開所に伴い、同センター内に移転
試行的事業(精神障害者)開始	12	セルフヘルプフォーラム in 北九州'99 開催(以降、毎年開催)
ヘルプサービス(モデル事業)開始	12	「ものわすれ外来(モデル事業)」開始(協力医療機関3ヶ所;;診療開始 H12.7～)
相談窓口を設置	6	薬物乱用対策事業開始(薬物対策システム検討委員会設置、相談窓口事業開始)
ネジメント)体制整備支援試行的事業	10	精神保健福祉ボランティア入門講座(以降、毎年実施)
	11	「薬物の問題で悩む家族のための教室(家族教室)」開始(以降、毎月開催)
	13.1	薬物乱用依存問題に関する関係者向け「連続講座」開催(以降、研修を毎年開催)
一開設	4	精神保健福祉に関する研修・講演会を体系化
ビス(モデル事業)市内全域に拡大		こころの健康づくり事業開始
始		「ものわすれ外来(モデル事業)」(協力医療機関5ヶ所)
一開設	14.1	精神障害者就労支援ネットワーク事業(以降、毎年実施)
ビス・本事業開始	4	法改正に伴い、精神障害者保健福祉手帳・通院医療費公費負担判定委員会と精神医療審査会の事務局事務を保健所より移管 社会適応訓練事業運営協議会事務局事務を保健所より移管 「ものわすれ外来(モデル事業)」(協力医療機関26ヶ所) 思春期ダイヤルを薬物・思春期ダイヤルに改変 社会的ひきこもり家族教室開催(以降、毎年実施) 薬物関連問題実務者ネットワーク会議開催(以降、毎年実施)
交通費助成制度開始	15.1	精神科医療ユーザーのための研修会(以降、毎年実施)
	4	「ものわすれ外来」本事業実施(協力医療機関25ヶ所)
	8	ホームページに「インターネット・メンタルヘルズ講座」連載開始(～平成16年度)
	11	北九州ダルクフォーラム開催(以降、毎年実施)

2 精神保健福祉事業年表（その2）

年	国 等 の 動 向	年.月	北 九 州 市
平成		平成	
16	「こころのバリアフリー宣言」、「精神保健福祉の改革ビジョン」、「今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案)」公表	16.4	門司障害者地域活動センター
17	「地域社会における処遇のガイドライン」作成（医療観察法の円滑な施行を目的） 障害者自立支援法公布(11月7日)		
18	障害者自立支援法施行に伴う精神保健及び精神障害者福祉に関する法律一部改正・通院公費負担制度(法第32条)が障害者自立支援法の基づく自立支援医療に移行・法第50条関係精神障害者社会復帰施設設置等が精神障害者社会適応訓練を残して、障害者自立支援法の施策に移行 自殺対策基本法公布(6月21日) 精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律公布(6月23日)	18.3	健康福祉北九州総合計画策定 北九州市障害者支援計画策定 北九州市高齢者支援計画策定
19	自殺総合対策大綱策定(6月8日閣議決定)	19.4	戸畑障害者地域活動センター
20	自殺総合対策大綱一部改正(10月31日)		
21	地域自殺対策緊急強化基金事業開始 地域依存症対策モデル事業開始	21.3	健康福祉北九州総合計画を改 第二次北九州市高齢者支援計
		10	ひきこもり地域支援センター開
		22.2 10	北九州市の地域福祉(地域福 北九州市障害者支援計画期
23	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律公布(6月24日) 障害者基本法の一部を改正する法律公布(8月5日)		
24	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)公布(6月27日) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 公布(6月27日) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律公布(6月27日) 自殺総合対策大綱見直し(8月28日閣議決定)	24.2 3 10	北九州市障害者支援計画策定 第三次北九州市高齢者支援計 北九州市障害者基幹相談支援 北九州市障害者虐待防止セン
25	障害者総合支援法一部施行(基本理念の追加、障害者の範囲の見直し等) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律公布(6月19日) (保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等) 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正(6月19日公布) (精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)公布(6月26日) アルコール健康障害対策基本法公布(12月13日)	25.3	北九州市健康づくり推進プラン
27	公認心理師法公布(9月16日)	27.3	第四次北九州市高齢者支援 北九州市認知症施策推進計
28	自殺対策基本法の一部を改正する法律公布(3月30日) 平成28年(2016年)熊本地震発生(4月14日) 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律公布(12月26日)	28.4	北九州市認知症支援・介護予
29	平成29年7月九州北部豪雨災害発生 自殺総合対策大綱見直し(7月25日閣議決定)	29.10 30.2 3	北九州市難病相談支援セン 北九州市障害者支援計画策 北九州市いきいき長寿プラン 第二次北九州市健康づくり推

の 動 向	年.月	精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー の 動 向
開設	平成 16. 2 4 17. 4 9 18. 2	ひきこもり支援者実務者連絡会(以降、毎年実施) 「薬物・思春期ダイヤル」を「薬物ダイヤル」に改称 薬物ダイヤル廃止 シンポジウム「自死遺族のグリーフケアと自殺防止」開催 認知症サポート医養成研修へ受講者派遣開始(以降、毎年派遣)
(H18～H22 年度) (H18～H22 年度) (H18～H20 年度)	19. 2 12	「北九州市の自殺対策にかかる精神保健福祉関係者意見交換会」開催 自殺対策シンポジウム「遺族ケアを考える～悲しみをわかち合える社会に～」開催 (以降、自死遺族支援をテーマに毎年1回開催)
開設		
定(H18～H22 年度) 画策定(H21～H23 年度)	20. 8 9 10 11 21.1 3 8 9 10 11 12 22.3 7 9 12 23.9 10 12 24.2 10	「かかりつけ医うつ対応力向上研修」開催(以降、毎年1回開催) 自殺予防週間にあわせ、九州・沖縄・山口一斉電話相談事業「自殺予防相談ダイヤル」実施(以後、毎年実施) 自殺対策シンポジウム「社会問題としての自殺～いのちを想い、ささえ、つなぐために。一人ひとりが出来ること～」開催(以降、自殺対策をテーマに自殺予防週間にあわせて毎年1回開催) 「かかりつけ医認知症対応力向上研修」開催(以降、毎年1～2回開催) 自殺対策連絡会議設置(第1回目開催) 「セルフヘルプ・フォーラム10周年記念体験集」発行 「自死遺族のわかち合いの集い」試行実施(2回目:3月) 薬物対策連絡協議会事業検討委員会の開催 厚生労働省 地域依存症対策推進モデル事業実施(平成21～23年度の3年間) 「自死遺族のためのわかち合いの会」開催(以降、偶数月に定期開催) 地域自殺対策緊急強化基金を活用した事業開始 「自殺予防こころの相談電話」開設(11/4より常設) 「うつ病の家族教室」開始(以降、毎年2期実施) 「自殺対策支援者研修」開催(以降毎年1回開催) 「自殺対策啓発パンフレット」を市内各戸に配布 こころの健康に関する実態調査実施(1回目) 「自殺対策啓発講演会」開催(自殺対策シンポジウムを改変、以降、毎年開催) 薬物等依存症回復支援プログラム「SHARP」試行開始 「自死遺族のためのグリーフケアコンサート」開催(自死遺族支援シンポジウムを改変、以降、毎年開催) 「ひとこと力」キャンペーン開始(～平成24年3月) 自殺予防こころの相談電話を担当する臨床心理士を配置(光交付金を活用) 自殺予防こころの相談電話 開設時間を延長(10時～16時→9時～17時) 救急告示病院における自殺未遂者実態調査 「生きるための支援を考える会」の開催(以降、毎年開催) 自死遺族のための個別相談窓口開設 「救急医療における自殺未遂者の対応に関する懇話会」の開催(以降、毎年開催) 自死遺族のための法律相談事業の開始
社計画)を策定(H23～H32 年度) 間延長(～H23 年度)		
(H24～H29 年度) 画(H24～26 年度) センター開設 ター設置		
策定(H25～H29 年度)	25.3 4 7	メンタルヘルス・セルフチェックシステム「こころの体温計」運用開始 「いのちとこころの支援センター」を設置、担当課長(所長兼務)・担当係長・職員1名、嘱託2名(臨床心理士・精神保健福祉士)を新たに配置 「いのちとこころの情報サイト」運用開始
計画策定(H27～H29 年度) 画策定(H27～H29年度) 防センター開設	26 27.8	退院後生活環境相談員等研修、メンタルヘルス・ファーストエイドージャパン(MHFA-J)認定研修会(基礎編)を開催 適正飲酒指導開始
ター開設 定(H30～34年度) 策定(H30～32年度) 進プラン(H30～34年度)	28.2 3 4 5 29.5 7	こころの健康に関する実態調査実施(2回目) 九州アルコール関連問題学会北九州大会開催(市共催) 組織改正:障害福祉部精神保健福祉センターから総合保健福祉センター精神保健福祉センターへ 福岡県DPATを編成し、熊本県南阿蘇村を中心に支援活動を実施(～6月末) 「北九州市自殺対策計画」策定(計画期間:H29～38年度) 福岡県DPATを編成し、朝倉市・東峰村にて支援活動を実施(～9月15日)

2 精神保健福祉事業年表（その3）

年	国 等 の 動 向	年.月	北 九 州 市
平成 30	ギャンブル等依存症対策基本法公布(7月13日) 同法施行に伴う精神保健及び精神障害者福祉に関する法律一部改正		
		令和 元5	北九州市ホームレス自立支援
		2. 4 10	北九州市安全・安心条例第2次 北九州市人権行政指針第2次
令和 3	内閣官房に孤独・孤立対策担当室設置(2月19日)		
		3. 3	第2次北九州市いきいき長寿
		3. 8	北九州市障害者支援計画一 (H30～R5年度)
		3. 9	第二次北九州市健康づくり推 (H30～R5年度)
4	自殺総合対策大綱見直し(10月14日閣議決定) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律公布(12月16日) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律公布(12月16日) (医療保護入院の見直し、「入院者訪問支援事業」の創設、精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進等)	4. 2	孤独・孤立対策等連携協議会
5	孤独・孤立対策推進法公布(6月7日)		
		6.3	北九州市障害者支援計画策定 第三次北九州市健康づくり推 北九州市しあわせ長寿プラン 北九州市ホームレス自立支援

の 動 向	年.月	精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー の 動 向
実施計画(第4次)(R元～5年度) 行動計画(R2～6年度) 改訂版 プラン(R3～5年度) 部見直し、計画期間延長 進プラン計画期間延長 発足 (R6～R11年度) 進プラン策定(R6～11年度) 策定(R6～R8年度) 実施計画策定(第5次)(R6～10年度)	平成	
	30.4	総合保健福祉センター精神保健福祉センターから総務部精神保健福祉センターへ組織改正
	5	コホート調査承認・開始
	令和	
	元5	北九州市自殺対策計画 評価・見直し(1回目)
	7	「性同一性障害」に関する相談窓口開設
	2.3	新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴うこころの相談窓口の設置
	5	新型コロナウイルス感染症宿泊療養者に対するこころのケア開始
	7	こころの健康に関する実態調査実施(3回目)
		「アルコール・ギャンブルの問題で悩む家族のための教室」開始(2期実施)
	3.9	北九州市自殺対策計画 評価・見直し(2回目)
	4.2	生活状況に関する実態調査実施
	4	総務部精神保健福祉センターから技術支援部精神保健福祉センターへ組織改正
	5.6	北九州市自殺対策計画 評価・見直し(3回目)
	6.4	技術支援部精神保健福祉センターから保健所精神保健福祉センターへ組織改正 「アルコール・ギャンブルの問題で悩む家族のための教室」と「薬物問題で悩む家族のための教室」を合わせて「依存症の問題で悩む家族のための教室」へ変更

精神保健福祉統計編

1 措置入院

(1) 通報等件数、措置診察件数及び措置件数

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請・通報・届出件数 (A)	188	200	188	216	187
措置診察件数 (B)	39	32	36	48	44
措置件数 (C)	35	27	35	38	37
措置診察率 (B/A%)	20.7%	16.0%	19.1%	22.2%	23.5%
措置該当率 (C/B%)	89.7%	84.4%	97.2%	79.2%	84.0%

(2) 令和6年度通報等内容別処理件数

(件)

	通報等 件数 〔A〕	措置診察の 必要がない と認めたもの	措置診察を受けたもの				措置 診察率 % B／A	措置 該当率 % C／B
			精神障害者		精神障害者 でなかった もの	計 〔B〕		
			法 29 条 該当 〔C〕	法 29 条 非該当				
一般からの 申請	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
警察官からの 通報	102	63	33	6	0	39	38.2%	84.6%
検察官からの 通報	9	6	3	0	0	3	33.3%	100%
保護観察所の 長からの通報	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
矯正施設の長 からの通報	73	73	0	0	0	0	0.0%	0.0%
精神科病院管理 者からの届出	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
医療観察法対象 者に係る届出	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
通報等に よらないもの	3	1	1	1	0	2	66.6%	50.0%
計	187	143	37	7	0	44	23.5%	84.0%

(3) 措置入院者の定期病状報告書及び現地診察状況（ブロック別）

(人、箇所)

		令和5年度				令和6年度			
		北九州	福岡	筑後	筑豊	北九州	福岡	筑後	筑豊
前年度末措置入院者数		8	1	0	0	11	1	0	0
定期病状報告書提出枚数		4	2	0	0	13	4	0	0
現地診察実施病院	実数	18	1	0	0	18	1	0	0
	延数	20	1	0	0	24	1	0	0
現地診察実施患者数		38	1	0	0	41	1	0	0
措置解除相当数		1	0	0	0	1	0	0	0
年度末措置入院者数		11	1	0	0	9	1	0	0

※ 現地診察実施病院については医療保護入院者分を含む。

※ 措置解除相当数は、現地診察の結果、措置解除となったものを計上

(4) 令和6年度市内病院における措置入院者の経営主体別継続・新規・解除・転院の状況 (件)

		国 立	指定病院	合 計
継 続 (A)		0	13	13
新 規 転 入	新 規	1	46	47
	転 入	0	0	0
	小 計 (B)	1	46	47
解 除 転 出	解 除	0	50	50
	転 出	1	1	2
	小 計 (C)	1	51	52
年 度 末 (A+B-C)		0	8	8

(5) 措置入院医療費と徴収金額調定額の状況

	措 置 入 院		徴 収 金		(B)／(A)
	年度末措置患者数 (人)	措置入院医療費 (A) (円)	実人員数 (人)	調定額 (B) (円)	(%)
令和2年度	7	43,036,282	1	26,708	0.06
令和3年度	6	30,767,779	2	112,902	0.37
令和4年度	10	27,977,122	1	16,911	0.06
令和5年度	12	34,148,912	1	60,644	0.18
令和6年度	8	50,287,640	0	0	0

※措置入院費用の一部負担

平成7年の精神保健福祉法改正に基づき、措置入院者及び扶養義務者の市民税の所得割年額に応じて、入院費用の一部を徴収している。

所得割年額 564,000 円以下：自己負担なし

所得割年額 564,001 円超え：自己負担 2 万円 (月額)

2 精神医療審査会における審査状況

書 類 審 査		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
	医療保護入院者の入院届	1,534	1,624	1,573	1,666	1,628
	医療保護入院者の入院期間更新届	623				
	医療保護入院者定期病状報告書	53	660	710	736	736
	措置入院者の定期病状報告書	17	6	12	12	15
	措置入院決定報告書	37				
	審査合計数	2,264	2,290	2,295	2,414	2,379
退 院 等 請 求	退院請求受理件数	68	48	32	49	36
	処遇改善請求受理件数	19	18	16	9	5
	請求受理合計数	87	66	48	58	41
	現地意見聴取実施件数	48	35	26	32	26

※退院請求受理件数および処遇改善請求受理件数については、1名の患者が退院請求・処遇改善請求を同時請求する場合は、別扱いでそれぞれ計上。

※現地意見聴取実施件数については、退院請求・処遇改善請求を同時に請求の場合は、1件で計上。

3 自立支援医療（精神通院医療）の受給状況

障害者自立支援法に基づく、自立支援医療（精神通院医療）は、精神障害者の通院医療を促進し、かつ適正医療を普及させるために医療に要する費用の一部を公費で負担する制度です。平成18年4月から施行され、通院医療費公費負担制度を引き継いだもの。この制度により、患者本人が負担する医療費は世帯収入と症状に応じて異なるものの、一般医療を上回ることはありません。

	年度末現在 受給者数
令和2年度	19,196
令和3年度	19,069
令和4年度	19,211
令和5年度	20,166
令和6年度	21,040

4 精神障害者保健福祉手帳の年間交付者数

平成7年7月の精神保健福祉法改正を受け、精神障害者に対し手帳（精神障害者保健福祉手帳）の交付が開始された。

	1 級			2 級			3 級			合 計			1 級	2 級	3 級	合計
	診断書	年金証書	計	診断書	年金証書	計	診断書	年金証書	計	診断書	年金証書	計				
令和2年度	127	171	298	1,349	1,687	3,036	1,191	174	1,365	2,667	2,032	4,699	596	6,294	2,974	9,864
令和3年度	120	176	296	1,519	1,879	3,398	1,447	185	1,632	3,086	2,240	5,326	604	6,714	3,183	10,501
令和4年度	122	195	317	1,559	1,942	3,501	1,488	209	1,697	3,169	2,346	5,515	609	7,123	3,442	11,174
令和5年度	119	198	317	1,710	2,147	3,857	1,780	207	1,987	3,609	2,552	6,161	612	7,527	3,759	11,898
令和6年度	127	190	317	1,817	2,310	4,127	1,750	241	1,991	3,694	2,741	6,435	624	8,032	3,986	12,642

5 区役所における精神保健福祉相談の状況（面接、訪問、電話、メール相談延べ件数）

（件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
門 司	1,580	1,601	1,066	1,604	1,324
小倉北	2,305	2,937	2,318	2,086	2,609
小倉南	2,461	3,362	4,138	3,816	2,805
若 松	1,264	1,631	1,647	1,645	1,591
八幡東	695	818	823	861	1,334
八幡西	1,910	1,878	3,473	3,270	2,741
戸 畑	1,159	956	973	772	1,531
計	11,374	13,183	14,438	14,054	13,935

精神保健福祉センター 年報 令和6年度

令和7年10月

発行・編集 北九州市立精神保健福祉センター
〒802-8560
北九州市小倉北区馬借一丁目7-1
北九州市総合保健福祉センター(アシスト21)5階
TEL (093)522-8729 FAX (093)522-8776
URL <http://www.city.kitakyushu.lg.jp>
E-mail ho-seishin@city.kitakyushu.lg.jp